



特別徴収のしおり

1 特別徴収とは

特別徴収とは、給与の支払者が市町村から通知された給与所得者ごとの税額を毎月の給与から差し引き、その翌月10日までに市町村へ納入することです。

1 特別徴収義務者の指定

特別徴収の方法により徴収されることとなる給与所得者に対し、4月1日現在における給与支払者を特別徴収義務者に指定することになっています。なお、2か所以上の給与支払者から給与の支払いを受けている人については、原則としてその主たる給与支払者を特別徴収義務者に指定することになります。

2 特別徴収義務者及び納税義務者への税額の通知

特別徴収する場合には、毎年5月31日までに特別徴収義務者に対して、特別徴収する旨の通知書と納税義務者への税額通知書を併せて送付いたしますので、納税義務者への税額通知書はそれぞれの納税義務者に直ちに配布してください。

3 納税義務者が退職その他異動したとき

特別徴収されていた納税義務者が、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合や未徴収税額を一括徴収する場合は、5ページの「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に記入し、異動が発生した翌月の10日までに提出してください。

また、納税義務者が転勤等により引き続き新しい事業所で特別徴収を希望する場合は、異動届出書に必要事項を記入し、新事業所に送付してください(新しい事業所を経由して市に提出していただきます)。同様に前の事業所から転勤等により異動届出書が送付された場合は、届出書の下欄「転勤(転職)等による特別徴収届出書」欄に必要事項を記入し、提出してください。

異動届出書の作成は、3、4ページを御覧ください。

4 普通徴収から特別徴収への変更

市民税・県民税を普通徴収で納める納税義務者が新たに就職した場合等、下記の条件(1)と(2)の両方に該当するときは、6ページの「特別徴収切替届出(依頼)書」により特別徴収へ変更することができます。

- (1)前年中の所得に給与所得があること
(2)普通徴収の納期限を過ぎていないこと

※二重納付防止のため、本人宛てに送付された普通徴収分納付書を同封してください。

5 特別徴収義務者の所在地・名称等の変更

特別徴収義務者の所在地(送付先)・名称又は電話番号等に変更があった場合は、7ページの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」に記入し、提出してください。

2 特別徴収税額の納入方法

1 月割額の徴収

令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)に各納税義務者の月々の月割額を記載していますので、税額等を御確認のうえ翌月の月割額は6月に支払う給与から、第2回目以降の月割額は7月から翌年5月まで毎月支払う給与から順次徴収してください。

2 特別徴収税額の納入

特別徴収義務者は、指定の通知に基づき6月から翌年5月までの12か月間に毎月給与の支払いをする際、税額の1/2の額(月割額)を徴収して、下記3の納入期限までに納入していただきます。

なお、均等割額に相当する金額(5,300円)以下の納税義務者については、最初に徴収すべき月に給与の支払いをする際、その税額の全額を徴収し、徴収した月の納入期限までに納入していただくこととなりますので御注意ください。

3 納入期限

- (1) 納入期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。(この日が土曜日・日曜日・祝日等に当たる場合は、翌営業日が納期限になります。)
(2) 各月の納入期限は、納入書の納期限欄にも記載してあります。

Table with 4 columns: 月別(徴収した月), (納入期限), (徴収した月), (納入期限). Rows list months from July to December for both the current and following years.

4 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払いを受ける人が常時10人未満である特別徴収義務者は「納期の特例に関する承認申請書」を提出し、市長の承認を受けた場合は、6月から11月までの分を12月10日までに、12月から5月までの分を6月10日までの年2回に分けて納入することができます。なお、この手続きに必要な申請書は、当市ウェブ及び市民税課窓口にありますのでお申出ください。

5 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後において、その税額に変動が生じたため、これを変更する場合は、特別徴収税額の変更通知書を送付いたしますので、この書類を受け取られた月、又はその翌月以降の月割額につきましては、その変更通知書に記載された月割額によって徴収のうえ納入してください。

各月の納入税額を誤って変更前の金額で納入し、他の月で増額、減額して調整する際には、市民税課個人市民税担当へ御連絡ください。

6 納期限後納入

納期限後に納入する場合、納入税額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、次の割合を乗じて計算した延滞金を加算して納入してください。この場合における年当たりの割合はうるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算してください。なお、この割合は令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金に適用します。

- (1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までは、年7.3%(延滞金特例基準割合※)が年7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合+年1.0%。ただし、この加算した割合が年7.3%を超える場合は年7.3%。
(2) (1)の日の翌日以後納付の日までは、年14.6%(延滞金特例基準割合※)が年7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合+年7.3%。
(※延滞金特例基準割合：平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%を加算した割合)
※ ア 税額が2,000円未満の場合は、かかりません。
イ 税額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて計算します。
ウ 延滞金額が1,000円未満の場合は、かかりません。
エ 延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てます。

3 納入書等の取扱い

※OCR用の納入書をお送りしていない事業所の場合は、関係ありません。

市民税・県民税 特別徴収の納入書はOCR(光学文字読み取り装置)用の納入書により取扱っております。納入書の取扱いについては、次の点に十分御配慮くださいますようお願いいたします。

※年度途中で納入税額に変更が生じても、新たに納入書は送付していませんので、税額を変更して使用してください。税額の変更方法は下記を御覧ください。

1 納入書の記入方法

6月分から5月分までの納入書には、事業所の納入すべき税額を印字してお送りいたしますので、次の点に御注意ください。

- (1) 納入金額が、納入書等の「納入金額(1)」欄の税額と一致している場合
納入書等の「納入金額(1)」欄に税額が印字してありますので、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄及び「合計額」欄には、納入金額を記入しないでください。
(2) 納入すべき金額が、納入書等の「納入金額(1)」欄と異なる場合
ア 納入すべき金額が、給与分のみの場合
納入書等の「納入金額(1)」欄を2本線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄及び「合計額」欄に納入金額を記入してください。
イ 退職所得に係る税額を併せて納入する場合
納入書等の「納入金額(1)」欄を2本線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄に給与所得に係る納入金額を、「納入金額(2)」欄の「退職所得分」欄に退職所得に係る納入金額を、また、それらの合計額を「納入金額(2)」欄の「合計額」欄に記入してください。
ウ 退職所得に係る税額のみを納入する場合
納入すべき税額が印字されていない納入書(予備の納入書等)を使用し、「納入金額(2)」欄の「退職所得分」欄と「合計額」欄に納入金額を記入してください。
エ 上記イ及びウに該当する場合は、納入書裏面の納入申告書に所要事項を必ず記入してください。記入方法は8ページを御覧ください。
(3) 納入すべき税額が印字されていない納入書(予備の納入書等)を使われる場合
記入誤りや延滞金のみ、又は退職所得に係る税額のみを納入する場合等に使用します。納入書等の「納入金額(2)」欄の「給与分」欄等に納入金額を記入し、それらの合計額を「納入金額(2)」欄の「合計額」欄に記入してください。また、所定の箇所に、年月分及び納期限を記入してください。

2 納入書記入例

- (1) 黒のボールペンで記入してください。
- (2) 納入金額欄に半角記号は記入しないでください。
- (3) 納入金額のない欄に「0」を記入しないでください。
- (4) 金額の変更等がある場合は、領収証書、納入書、納入済通知書のすべてを変更してください。

《記入例1》退職・転勤・税額変更等で、給与分の納入金額を変更する場合

市コード	口座番号	加入者名
142034		平塚市会計管理者
年 月 日	期 定 案 号	C 納入金額(1) 円
		5,500,000
142034	給与分(半角記号を含む)	1,250,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	退職所得分	
納期限 年 月 日	延滞金	
ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター (〒224-8794)	合計額	1,250,000

納入金額(1)欄を2本線で抹消してください(訂正印は不要です)。

納入金額(2)欄の「給与分」欄と「合計額」欄に納入すべき税額を記入してください。

《記入例2》給与分に変更はないが、退職所得に係る税額をあわせて納入する場合

(退職所得に対する市民税・県民税を納入する場合、納入済通知書裏面も記入してください)

市コード	口座番号	加入者名
142034		平塚市会計管理者
年 月 日	期 定 案 号	C 納入金額(1) 円
		5,500,000
142034	給与分(半角記号を含む)	1,500,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	退職所得分	1,300,000
納期限 年 月 日	延滞金	
ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター (〒224-8794)	合計額	1,630,000

納入金額(1)欄を2本線で抹消してください(訂正印は不要です)。

納入金額(2)欄の「給与分」欄に給与所得に係る税額を、納入金額(2)欄の「退職所得分」欄に退職所得に係る税額を、それらの合計金額を納入金額(2)欄の「合計金額」欄に記入してください。

4 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職所得に係る市民税・県民税は、退職手当等の支払いをする際に他の所得と区分して税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を徴収していただきます。

1 納入について

退職所得に係る市民税・県民税は、退職者が退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は、退職した日)の属する年の1月1日現在の住所地の市町村へ、徴収した月の翌月10日までに納入していただきます。納入申告書の作成は、8ページを御覧ください。

2 退職所得に係る税額の求め方

まず、退職所得控除額を次のイ、ロ又はハのいずれかの計算式により算出してください。(勤続期間中に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算してください。)

退職所得控除額	イ 勤続年数が20年までの場合 40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合には80万円)
	ロ 勤続年数が20年を超える場合 800万円+70万円×(勤続年数-20年)
	ハ 障害者となったことに直接起因して退職した場合 イ又はロによって計算した金額+100万円

次に退職所得の金額を算出してください。

退職所得の金額 = (退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (1,000円未満の端数切り捨て)

- (注) 1 勤続年数5年以下の役員等が平成25年1月1日以降に退職する場合は、2分の1を乗じずに退職所得の金額を算出します。
- 2 役員等以外の方で、勤続年数5年以下の方が令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職手当等については、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1を乗じずに退職所得の金額を算出します。

税額計算の流れ

退職所得の金額	×	税 率	=	税 額
		市民税 6% 県民税 4%		市民税額 県民税額

(100円未満の端数切り捨て)

5 eLTAXをご利用ください

平塚市は、「かながわ電子納税推進プロジェクト」に参画し、神奈川県内の官民が一体となって、電子納税の普及および利用促進に取り組んでいます。

なお、給与支払報告書は、基準年(前々年)の所得税の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上の場合、eLTAX(エルタックス)等による電子提出が義務化されています。

1 eLTAXの概要

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告・申請・納付などの手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。「地方税共同機構」が運営を行っています。

2 eLTAXのメリット

- ・自宅やオフィスなどからインターネットを利用して手続きができます。
- ・複数の地方公共団体への申告が、まとめて一度にできます。
- ・eLTAX用の無償ソフト「PCdesk」が申告書の作成をサポートします。
- ・市販の税務・会計ソフトウェアで作成した申告書データなどを利用できます。(eLTAX対応のものに限ります。)
- ・平塚市の指定金融機関等以外の金融機関からも納入できます。
- ・令和5年度からクレジットカード納入も対応できるようになりました。
- ・令和6年度から特別徴収税額通知書(納税義務者用)の電子送付ができるようになりました。

3 提出方法等の詳細

地方税共同機構(eLTAX) ウェブサイトを御覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

4 eLTAXの利用時間

8:30~24:00(土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く。)

※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日は御利用いただけません。

5 メールによるお問い合わせ

eLTAXウェブサイトの「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。

6 電話によるお問い合わせ

9:00~17:00(土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く。)

0570-081459(ヘルプデスク)

03-5521-0019(上記の番号でつながらない場合)

6 平塚市指定金融機関等のうち、窓口収納を取り扱う機関

R6.4.1現在	
銀行(本・支店)	信用金庫・労働金庫(本・支店)
横浜 銀行	平塚 信用金庫
スルガ 銀行	中南 信用金庫
神奈川 銀行	中栄 信用金庫
静岡 銀行	中央 労働金庫
静岡 中央 銀行	
信用組合(本・支店)	
農協・漁協(本・支所)	横浜 幸銀 信用組合
湘南 農業 協同 組合	神奈川県歯科医師信用組合
	神奈川県医師信用組合
※平塚市役所でも納入できます	
ゆうちょ銀行及び郵便局(8ページ参照)	

7 各種様式

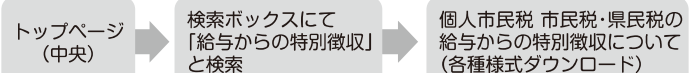
本しおりの5~8ページに各種様式を掲載しています。コピーして御利用ください。(押印は不要です。)

また、以下の様式は当市ウェブからダウンロードすることができます。

- ・給与所得者異動届出書
- ・納期の特例の要件を欠いた場合の届出書
- ・特別徴収切替届出(依頼)書
- ・市民税・県民税 特別徴収のしおり
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- ・退職所得の市民税・県民税納入申告書
- ・納期の特例に関する承認申請書

《アクセス方法》

平塚市ウェブサイト <https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/>



特別徴収事務についての連絡先

平塚市役所

市民税課 個人市民税担当

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

電話 (0463) 23-1111(代表)

記入例①

特別徴収に係る給与所得者異動届出書……普通徴収に切り替える場合の記入方法

退職により未徴収税額を普通徴収に切り替える場合の記入例となります。下記の記入例ですと平塚一郎さんの令和6年度の市・県民税の年税額は300,000円です。令和6年8月31日に株平塚を退職したことにより、給与から徴収できなくなった未徴収分9月分以降の市・県民税について、退職日が12月31日以前で平塚一郎さんから一括徴収の希望がなかったため、普通徴収（個人納付）に切り替えることになります。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○異動届出書の到着が各月11日以降となった場合は月内に書面で税額通知ができない場合や、督促状が発送される場合があります。

平塚市長 宛		住所(居所)又は所在地 〒254-8686 平塚市浅間町9-1	特別徴収義務者指定番号 500100	市町村ごとに異なり 3
令和6年9月2日提出		フリガナ (カブ) ヒラツカ	課係 経理課経理係	氏名 平塚花子
氏名又は名称 (株)平塚		個人番号又は法人番号 0123456789012	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	電話 0463-21-8766 (内線 100)
給与所得者 受給者番号 フリガナ 氏名 平塚一郎 (旧姓)		特別徴収税額(年税額) 300,000円	異動の事由 1. 退職	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 ⑧にも記入してください 2. 一括徴収 (1月以降は必須) ⑨にも記入してください 3. 普通徴収
生年月日 昭和(平成)令和 1年2月3日		徴収額 75,000円	未徴収税額(ア-イ)	225,000円
個人番号※ 987654321098		異動年月日 6・8・31	「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
1月1日現在の住所 平塚市久領堤5-1		1(普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)		
給与支払を受けなくなった後の住所 平塚市大原1-1		2(普C) 給与が少なく税額が引けない可能性がある		
		3(普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)		
		4(普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)		

④ 給与の支払を受けなくなった後の月額額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			
1. 異動が令和6年12月31日までで、(月 日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記①と同額)	一括徴収した税額は 月分で (月 日納期分) 納入します。
2. 異動が令和6年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため				

⑤ 転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号(※新規事業所の場合は記入不要です)	〒	係名	新しい勤務先では 月割額 門を
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	ヒラツカ イチロウ	氏名	月分から徴収し、納入します。
フリガナ		電話	受給者番号
氏名又は名称			(※特別徴収税額通知書、課税通知書等の発行には、受給者番号が必要です。)
個人番号又は法人番号			新規の場合は、いずれかを○で記入してください。
			納入書 要・不要

記入例②

特別徴収に係る給与所得者異動届出書……一括徴収の場合の記入方法

退職により未徴収税額を一括徴収する場合の記入例になります。下記の記入例ですと平塚一郎さんの令和6年度の市・県民税の年税額は150,000円です。令和6年11月25日に株平塚を退職したことにより、給与から徴収できなくなった未徴収分11月分以降の市・県民税について、最後に支払う給与や退職手当等から未徴収分をすべて徴収して、令和6年12月10日(本来の11月分の給与から徴収した市・県民税の納期)までに納めることになります。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○異動届出書の到着が各月11日以降となった場合は月内に書面で税額通知ができない場合や、督促状が発送される場合があります。

平塚市長 宛		住所(居所)又は所在地 〒254-8686 平塚市浅間町9-1	特別徴収義務者指定番号 500100	市町村ごとに異なり 3
令和6年12月2日提出		フリガナ (カブ) ヒラツカ	課係 経理課経理係	氏名 平塚花子
氏名又は名称 (株)平塚		個人番号又は法人番号 0123456789012	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	電話 0463-21-8766 (内線 100)
給与所得者 受給者番号 フリガナ 氏名 平塚一郎 (旧姓)		特別徴収税額(年税額) 150,000円	異動の事由 1. 退職	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 ⑧にも記入してください 2. 一括徴収 (1月以降は必須) ⑨にも記入してください 3. 普通徴収
生年月日 昭和(平成)令和 1年2月3日		徴収額 62,500円	未徴収税額(ア-イ)	87,500円
個人番号※ 987654321098		異動年月日 6・11・25	「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
1月1日現在の住所 平塚市久領堤5-1		1(普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)		
給与支払を受けなくなった後の住所 同上		2(普C) 給与が少なく税額が引けない可能性がある		
		3(普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)		
		4(普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)		

④ 給与の支払を受けなくなった後の月額額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			
1. 異動が令和6年12月31日までで、(月 日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記①と同額)	一括徴収した税額は 月分で (12月10日納期分) 納入します。
2. 異動が令和6年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため				

⑤ 転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号(※新規事業所の場合は記入不要です)	〒	係名	新しい勤務先では 月割額 門を
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	ヒラツカ イチロウ	氏名	月分から徴収し、納入します。
フリガナ		電話	受給者番号
氏名又は名称			(※特別徴収税額通知書、課税通知書等の発行には、受給者番号が必要です。)
個人番号又は法人番号			新規の場合は、いずれかを○で記入してください。
			納入書 要・不要

記入例③ 特別徴収に係る給与所得者異動届出書……転勤する場合の記入方法

転勤により未徴収税額を転勤先で特別徴収する場合の記入例になります。下記の記入例ですと平塚一郎さんの令和6年度の市・県民税の年税額は200,000円です。(株平塚では6～10月分までの5か月分(83,800円)を給与から徴収済みで、11月以降が未徴収となります。転勤先の株浅間町では未徴収分の税額を、11月分の給与から徴収開始することになります。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

④異動届出書の到着が各月11日以降となった場合は月内に書面で税額通知ができない場合や、督促状が発送される場合があります。

平塚市長 宛		住所(居所)又は所在地 〒254-8686 平塚市浅間町9-1	特別徴収義務者 指定番号 500100	市町村ごとに異なります
令和6年11月4日提出		フリガナ (カブ) ヒラツカ	特別徴収義務者 氏名 (株)平塚	課係 経理課経理係
給与所得者 (特別徴収義務者)		氏名又は名称 (株)平塚	氏名 平塚花子	電話 0463-21-8766 (内線 100)
個人番号 0123456789012		個人番号又は法人番号 0123456789012	電話 0463-21-8766 (内線 100)	異動の事由 1.退職 2.転勤 3.合併 4.休職 5.長期欠勤 6.死亡 7.会社解散 8.住所異動 9.その他(特別徴収不可)
受給者番号	フリガナ ヒラツカ イチロウ	特別徴収税額(年税額) 200,000	徴収済税額(年税額) 83,800	未徴収税額(年税額) 116,200
氏名 平塚一郎 (旧姓)	生年月日 昭和(平成)令和 1年2月3日	異動年月日 6月10日から11月以降	異動年月日 6月10日から11月以降	異動年月日 6月10日から11月以降
個人番号※ 987654321098	1月1日現在の住所 平塚市久領堤5-1	1月1日現在の住所 同上	1月1日現在の住所 同上	1月1日現在の住所 同上
⑤給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。				
一括徴収の理由		徴収予定		
1.異動が令和6年12月31日までで、申出があったため(月 日申出)		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記と同額)
2.異動が令和6年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため				
				一括徴収した税額は 月分(月 日納期分)納入します。
⑥転勤(転職)等による特別徴収届出書				
新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号(※新部署の場合は記入不要です)		500200	係・係 総務課給与係	新しい勤務先では月割額 16,600円を11月分から徴収し、納入します。
新しい勤務先の住所(居所)又はフリガナ 〒254-0027 神奈川県平塚市堤町3-5 (カブ) センゲンチュウ		住所(居所)又はフリガナ 〒254-0027 神奈川県平塚市堤町3-5 (カブ) センゲンチュウ	氏名 平塚五郎	受給者番号 00001
氏名又は名称 (株)浅間町		個人番号又は法人番号 0123456789010	電話 0463-***-****(内線 250)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要・不要

特別徴収切替届出(依頼)書の記入例

●事業所の所在地を記入してください。

●給与支払者が法人である場合には名称を、個人である場合には、氏名を記入してください。社印、代表者印は不要です。

●受給者番号を記入して下さい。特別徴収税額通知書(納税義務者用)をeLTAXで電子送付をする場合、納税義務者を特定するために必要となります。

●給与支払者の法人番号又は個人番号を記入してください。

●特別徴収を実施したことがあり、指定番号がわかる場合に記入してください。※市町村コード(142034)ではありません。納入書が必要な場合は、要を○で囲んでください。既に納入書がある場合は、納入金額を書き換えて使ってください。

●この依頼書について、応答する方の氏名及び所属課、係名並びに電話番号を記入してください。

●普通徴収税額のうち、依頼書が本市に提出される日までに納期限が経過していない期別に○を記入してください。ただし、普通徴収税額を口座振替によって納付している場合は、納期限前の一定の期日を過ぎると特別徴収へ切替えることができません。

●特別徴収の開始月とその納期限を記入してください。

●月割額の連絡が必要な場合は、日付を記入してください。

◎下記の横線部分の項目を記入してください。

令和6年9月3日提出	所在地(住所) 〒254-8686 平塚市浅間町9-1	特別徴収義務者 指定番号 500100	市町村ごとに異なります
(宛先)平塚市長	フリガナ (カブ) ヒラツカ	特別徴収義務者 氏名 (株)平塚	新規の場合、納入書(要・不要)
給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (株)平塚	係・係 担当 経理課経理係	
	個人番号 0123456789012	氏名 平塚花子	
	個人番号又は法人番号 0123456789012	電話 0463-21-8766	
フリガナ ヒラツカ イチロウ	受給者番号 00001	普通徴収切替期別 [1・2・3・4] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
氏名 平塚一郎 (旧姓)	特別徴収開始予定月 10月分(11月11日納期分)から特別徴収を開始します。		
生年月日 昭和(平成)令和 1年2月3日	月割額の連絡 必要な場合のみ記入してください。 9月13日までに連絡が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。		
1月1日現在の住所 〒254-0801 平塚市久領堤5-1	月割額 開始月 月 2回目以降 月 月		
現在の住所 同上	納税通知書 有・無 納付書 全・1・2・3・4・無		
※市記入欄	確定申告 有・無		

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

御注意

◎異動届出書の到着が各月11日以降となった場合は月内に書面で税額通知ができていない場合や、督促状が発送される場合があります。

平塚市長宛		住所(居所)又は所在地 フリガナ		〒		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
(特別徴収義務者)		フリガナ		氏名又は名称		課・係		特別徴収義務者番号		市町村ごとに異なりませ	
給与支払者		フリガナ		個人番号又は法人番号		氏名		特徴宛番号			
令和 年 月 日提出		氏名		特別徴収税額(年税額)		電話		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号			
受給者番号		フリガナ		特別徴収税額		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法			
氏名		昭和・平成・令和		年 月 日		〔旧姓〕		1. 特別徴収継続 ⑥にも記入してください			
生年月日		昭和・平成・令和		年 月 日				2. 一括徴収 (1月以降は必須) ④にも記入してください			
個人番号※								3. 普通徴収			
1月現在の住所								「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
給与を支払った後の住所								1(普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)			
								2(普C) 給与が少なく税額が引けない可能性がある			
								3(普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)			
								4(普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)			

④ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定
1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定月日 徴収予定額 徴収予定額合計(上記②と同額) 一括徴収した税額は 月分(月 日納期分) 納入します。
2. 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定月日 徴収予定額 徴収予定額合計(上記②と同額) 一括徴収した税額は 月分(月 日納期分) 納入します。

⑤ 転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		課・係		円を	
〒		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		月分から徴収し、納入します。	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地		氏名		受給者番号	
フリガナ		電話		納入書 要 ・ 不要	
氏名又は名称		(内線)			
個人番号又は法人番号					

【提出先】 〒254-8686 平塚市役所 市民税課 個人市民税担当 (所在地の記入は不要です。)

特別徴収切替届出（依頼）書

◎下記の網掛け部分の項目を記入してください。

令和年.....月.....日	〒	所在地 (住所) フリガナ	特別徴収義務者 (給与支払者)	特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに 異なります
提出 (宛先)平塚市長	フリガナ	フリガナ	フリガナ	課・係	新規の場合、納入書（要・不要）
氏名	氏名 (旧姓)	受給者番号 ※特別徴収税額通知書（納税義務者用）の電子送 付には、受給者番号が必要です。	普通徴収 切替期別	担当者 連絡先 氏名	
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		特別徴収 開始予定月	電話	
1月1日現在の 住所	〒		月割額の連絡		期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
現在の住所	〒	※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。	月割額		月分（ 月 日納期分）から 特別徴収を開始します。
確定申告	有 ・ 無	口 座	納税通知書		必要な場合のみ記入してください。 月 月 日までに連絡が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。
※市記入欄	有 ・ 無	有 ・ 無	開始月 月 開始日 月 2回目以降 月 円	納付書	全・1・2・3・4・無

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください（市町村ごとの通知の発送期日が異なるため。）
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 市民税課への依頼書の到着が、11日以降となった場合は同月中に通知できないことがあります。

【提出先】 〒254-8686 平塚市役所 市民税課 個人市民税担当（所在地の記入は不要です。）

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

令和年.....月.....日 提出 (宛先)平塚市長	給与者 (特別徴収義務者)	〒 所在地 (住所) 名称 (氏名) 法人番号 又は個人番号	〒 ※届出時点での所在地・名称を記入してください。	特別徴収義務者 指 定 番 号 課・係 担当者 連絡先 氏名 電話	※市町村ごと に異なります
--	------------------	--	------------------------------	---	------------------

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

事項	変更前(旧)	変更後(新)	令和 年 月 日
所在地	〒 〒	〒 〒	令和 年 月 日
フリガナ			
名称			
電話番号	— (内線)	— (内線)	
変更理由 (該当番号に○)	<p>送付先の指定 ※特別徴収義務に係る書類の送付について上記以外の場所を希望される場合は、下記の欄に送付先の所在地・名称等を記入してください。</p> <p>1. 名称変更 2. 所在地変更 (登記変更有) 3. 送付先変更 4. 給与事務の統合 5. 法人化、または個人事業化 6. 分割 7. 合併 (消滅会社の指定番号【 】) ※ 4～7に該当の場合は、「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 現在の指定番号を継続して使用する (合併時に新設会社が消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません) <input type="checkbox"/> 新給与支払者の指定番号【 】を使用する ⇒「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 新規に指定番号を取得する⇒「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。</p>		
指定番号について	〒	〒	〒
	所在地	フリガナ	名称
	電話番号		

【提出先】 〒254-8686 平塚市役所 市民税課 個人市民税担当 (所在地の記入は不要です。)

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長 様
郵便局長



平塚市長

指定通知書

地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の5第4項の規定により貴店（局）を当市の市民税及び県民税の特別徴収納入金取扱金融機関に指定しましたので通知します。

記

- 1 口座番号 00230-2-960114番
- 2 加入者名 平塚市会計管理者
- 3 取りまとめ店 ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター

ゆうちょ銀行（郵便局）を利用される場合

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行（郵便局）を利用される場合には、そのゆうちょ銀行（郵便局）を当市が特別徴収納入金取扱店（局）に指定しなければなりませんので、上の「指定通知書」を切り取り、日付とゆうちょ銀行店名（郵便局名）を記入し、第1回払込みの際、納入書とともにそのゆうちょ銀行（郵便局）へ提出してください。

なお、前年度利用したゆうちょ銀行（郵便局）は、本年度も引き続き利用できますので改めて「指定通知書」を提出する必要はありません。

※また上の00230-2-960114番はOCR専用の番号です。

私製納付書等により送金される場合は、00240-4-960115番の番号を使用されるようお願いいたします。

市民税・県民税納入申告書

(提出先) 平塚市長		令和 年 月 日提出	令和 年 月 分	人	員
退職手当等支払金額		円			
特別徴収税額		市民税			円
		県民税			円
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。					
(特別徴収義務者) 〒 住所又は所在地		(受付印)			
氏名又は名称					
法人番号又は個人番号					
住所 平塚市		氏名			
退職支払金額		円	年 月	市民税合計税額	
住所 平塚市		氏名			
退職支払金額		円	年 月	市民税合計税額	

法人の場合は、納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」の「法人番号」欄には、13桁の法人番号を記載ください。個人事業者の場合は、個人番号（マイナンバー）の記載のある納入申告書は、金融機関で受付できない場合があるため、納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」は記載せず、上記の「市民税・県民税納入申告書」を記載のうえ、下記まで御郵送ください。

〒254-8686 平塚市役所 市民税課 個人市民税担当（所在地の記入は不要）

退職所得に係る市民税・県民税納入申告書の記入例

市民税・県民税納入申告書		令和 6 年 7 月 10 日提出	令和 6 年 6 月 分	人	員
退職手当等支払金額		円			
特別徴収税額		市民税			78,000 円
		県民税			52,000 円
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。					
(特別徴収義務者) 〒 住所又は所在地		(受付印)			
氏名又は名称					
法人番号又は個人番号					
住所 平塚市		氏名			
退職支払金額		円	年 月	市民税合計税額	
住所 平塚市		氏名			
退職支払金額		円	年 月	市民税合計税額	

市民税+県民税